

9【参考資料】自転車通行空間の運用

※国のガイドライン改定を受けて参考資料として追加

【本章の概要】

本章では、つくば霞ヶ浦りんりんロードについて、自転車通行の安全性を確保するための通行ルールの周知・徹底や駐停車対策などの運用、自転車の主要な動線を想定するためのデータの活用について記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

9.1 駐停車・荷捌き車両対策

自転車通行の安全性を確保するため駐停車・荷捌き車両対策について、取り締まりの強化といったソフト面、停車帯の設置といったハード面からの対策について記載する。

9.2 データ活用の推進

自転車の主要な動線を想定するためのデータの活用について記載する。

9.3 通行ルールの周知・徹底

自転車通行の安全性を確保するための通行ルールの周知・徹底等について記載する。

9.1 駐停車・荷捌き車両対策

9.1.1 違法駐車の取締り

自転車の安全かつ円滑な通行空間の確保のため、自転車専用通行帯の整備箇所には、原則として駐車は認めないものとする。

地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進すること。

9.1.2 停車帯の設置

自転車の安全かつ円滑な通行の確保に支障がないよう、貨物の積卸や人の乗降等といった駐停車需要に応えるため、自転車専用通行帯及び矢羽根型路面表示のような自転車通行空間を示す法定外表示の整備箇所に、停車帯や駐停車スペース(以下「停車帯等」という。)を確保する必要がある場合は、下記①～②の方法によること。

①自転車専用通行帯の整備箇所については、同通行帯の有効な幅と形状を維持した上での停車帯等を設置すること

②自転車通行空間を示す法定外表示の整備箇所についても、自転車の安全かつ円滑な通行空間の確保に支障が生じない方法により停車帯等を設置すること

※停車帯等の設置にあたっては、路外駐車場の整備状況等といった沿道土地利用状況を踏まえた上で、その必要性を検討すること。当該地域における駐車施策等がある場合は、それらとの整合性に配慮すること。

9.1.3 駐停車・荷捌き車両対策

路外駐車場が付近になく、かつ駐停車需要の認められる路線において、自転車通行空間の整備により駐停車ができなくなる場合は、沿道の理解、協力のもと、当該路線や並行又は交差する別路線の路上又は路外に、沿道利用の車両や荷捌き車両、タクシー等の一時的な駐停車に対応した駐停車空間を確保することに努めるものとする。

また、荷捌き車両の駐車場利用を促進するため、公共・民間駐車場と連携して荷捌き車両に対する短時間利用の無料化や専用スペースの確保などを検討するものとする。

自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間、自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止若しくは駐停車禁止の規制を実施するものとする。

なお、必要に応じて、通勤通学時間帯のみ駐停車禁止規制を実施することも検討するものとする。

また、地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進すること。



図 9-1 自転車通行空間整備に併せてタクシーの客待ち駐車場を別路線に確保した事例

出典:「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」事例Ⅲ-17 令和6年6月



※自転車通行空間の整備は行っていない。

図 9-2 荷捌き駐車を裏道や路外駐車場へ誘導している事例

出典:金沢市資料

9.2 データ活用の推進

自転車の主要な動線を想定するために、自転車利用の多い学校や企業等の協力を得て通行経路に関するアンケートを実施することや、シェアサイクル事業者の協力を得て自転車プローブデータを活用すること、スマートフォンの移動履歴座標データ等を活用することも有効な方法である。

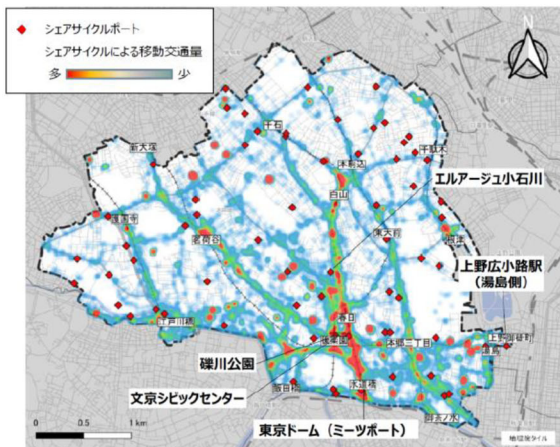


図 9-3 シェアサイクルの利用状況やポート位置の活用事例

出典: 文京区自転車活用推進計画

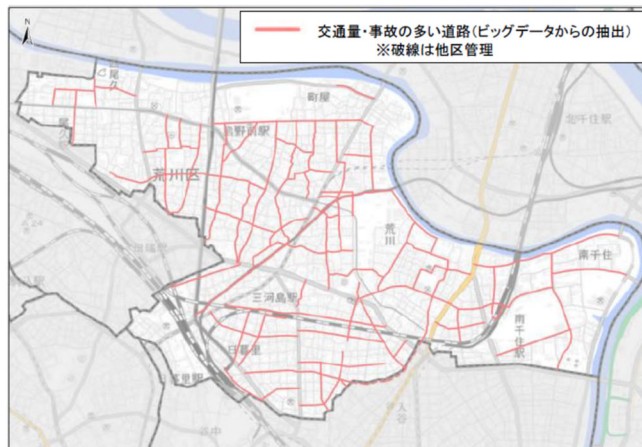


図 9-4 スマートフォンの移動履歴の活用事例

出典: 荒川区自転車活用推進計画

9.3 通行ルールの周知・徹底

いばらき自転車ネットワークを形成する路線のほとんどが「自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）」であることから、特に通行ルールの周知・徹底を図る必要がある。

自転車に対して左側通行、並進の禁止、車道通行が原則・歩道通行は例外、自動車に対して自転車の保護、駐車の禁止等を徹底させるために、通行ルールの周知など安全対策を実施する。

また、通行ルールの遵守を促すための広報や啓発活動等を実施することが望ましい。その際、自転車利用や交通安全をテーマに地域で積極的に活動している NPO など民間団体等との交流・連携のもとで取り組むことも考えられる。

表 9-1 市民参加や民間企業等との連携に関する取組例

主な連携主体	主な取組内容
市民、NPO	(通行空間の点検) ・自転車通行空間の損傷や障害など不備について、定期的に点検を行い、道路管理者へ情報提供 ・自転車の安全かつ円滑な通行の確保のため、自転車通行空間に違法に駐車する車両への駐車禁止に関する注意喚起 (利用ルールの徹底) ・学校、街頭、イベント開催時等での通行ルールの周知 ・路上等で通行ルールを指導する交通ボランティアの導入 ・自転車利用について模範的行動の実践を行う自転車安全利用サポーターの導入
民間企業	(利用ルールの徹底) ・自転車通行ルールに関する社内研修会の実施 ・マスコミと協働した啓発活動

出典:「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」表 I-4 令和 6 年 6 月

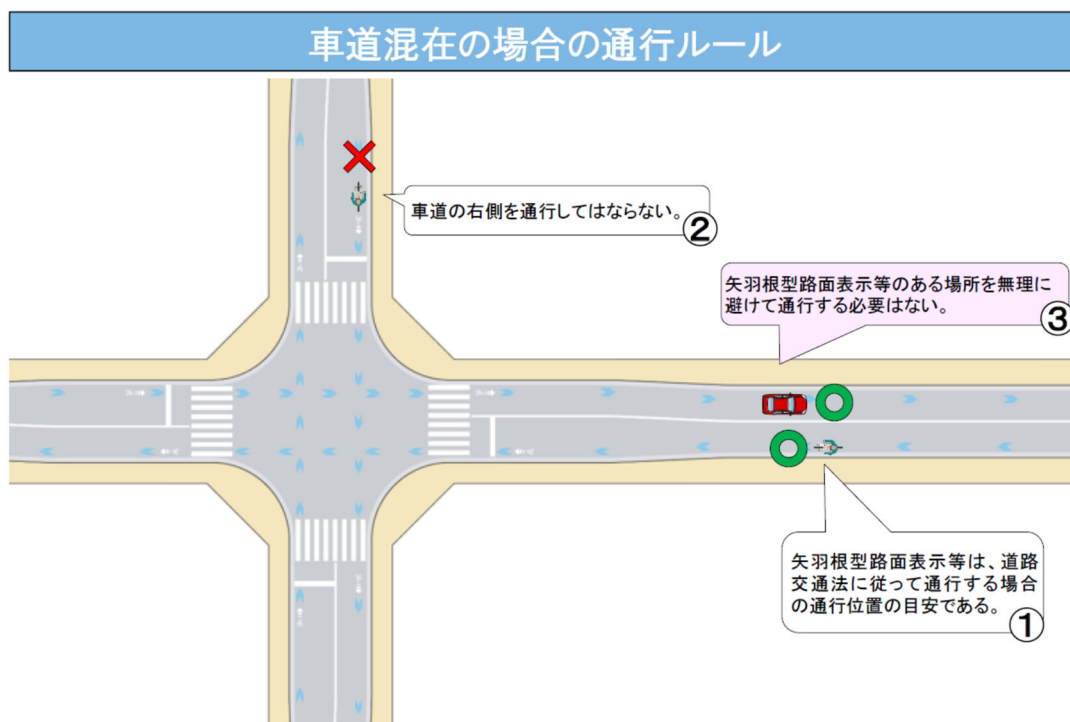


図 9-5 車道混在の場合の通行ルール

出典:「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」III-8 令和 6 年 6 月

(1) 矢羽根型路面表示等は、道路交通法に従って通行する場合の通行位置の目安である

自動車の速度が低く自動車交通量も少ない区間又は生活道路など自動車の速度と交通量を抑制すべき区間では、「車道混在」とする。車道混在とする区間では、自転車利用者に対しては、自転車は「車両」であり車道通行が大原則という自転車通行ルールを車道上でわかりやすく伝えるとともに、自転車利用者及びドライバーに対しては、自転車と自動車が車道上で混在することを注意喚起するものとして、矢羽根型路面表示等を設置する。

自転車には矢羽根型路面表示を目安に通行することが期待される。

(2) 車道の右側を通行してはならない

「車両は、道路(歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。)の中央…(中略)…から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。」「(道路交通法第 17 条第4項)、「特定小型原動機付自転車及び軽車両(以下「特定小型原動機付自転車等」という。)にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。」「(道路交通法第 18 条第 1 項)の規定により、自転車は原則として車道の左側端に寄って道路を通行しなければならない(車両通行帯が設けられている道路においては、第一通行帯内であれば左側端に寄って通行する義務は課されない)。

(3) 矢羽根型路面表示等のある場所を無理に避けて通行する必要はない

車道混在とする区間では、自転車利用者に対しては、自転車は「車両」であり車道通行が大原則という自転車通行ルールを車道上でわかりやすく伝えるとともに、自転車利用者及びドライバーに対しては、自転車と自動車が車道上で混在することを注意喚起するものとして、矢羽根型路面表示を設置している。

矢羽根型路面表示は、自動車の通行に必要な幅員内に存在し、自動車は矢羽根型路面表示を踏みながら通行することとなる場合も想定される。そのような場合において、矢羽根型路面表示のある場所を無理に避けて通行する必要はないが、矢羽根型路面表示の位置を自転車が通行している可能性も念頭に置いて、注意しながら運転する必要がある。

策定までの経緯

平成 27 年 7 月 24 日	第 1 回水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会
平成 27 年 8 月 4 日	つくば霞ヶ浦りんりんロード合同実走調査(霞ヶ浦 1 周)
平成 27 年 8 月 5 日	第 1 回環境デザイン部会
平成 27 年 8 月 6 日	つくば霞ヶ浦りんりんロード合同実走調査(つくばりんりんロードと筑波山コース)
平成 27 年 8 月 19 日	第 2 回環境デザイン部会
平成 27 年 9 月 24 日	第 3 回環境デザイン部会
平成 27 年 10 月 2 日	水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会第 1 回小委員会
平成 27 年 11 月 16 日	第 2 回水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会
平成 28 年 2 月 4 日	第 3 回水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会